

4月1日から横浜市重症外傷センターの本格運用を開始します。

～外傷救急医療体制を強化します。～

横浜市重症外傷センターの本格運用を平成 27 年 4 月 1 日から開始します。体制強化を行った指定病院が重症外傷を受け入れるようになり、外傷救急医療体制の充実が図られます。

～横浜市重症外傷センター～

横浜市救急医療検討委員会の第 5 次提言（平成 25 年 3 月）を受け、重症外傷症例の救急搬送や外傷対応医師を集約化することにより、医療水準や救命率を向上させることを目的としています。

1 指定病院

済生会横浜市東部病院（鶴見区下末吉 3-6-1）

横浜市立大学附属市民総合医療センター（南区浦舟町 4-57）

2 重症外傷センターと外傷救急医療体制について

救命救急センター（市内 8 病院）では、24 時間 365 日重症傷病者の受入を行っていますが、大量の出血によるショック症状を伴う重症外傷などについては、より体制の整った重症外傷センターへ搬送することになります。

救命救急センターと重症外傷センターが連携した外傷救急医療体制を構築することにより、救命率の向上を図ります。

3 重症外傷センターの設備整備の内容

○済生会横浜市東部病院

外傷専用の手術室を設置することにより、重症外傷症例に対する緊急手術が迅速に実施可能となります。



○横浜市立大学附属市民総合医療センター

新たに重症外傷症例専用のCTを設置した初療室を整備することにより、搬送後ただちにCT撮影が可能となります。これにより目に見えない体内の負傷状況を確認できるため、治療方針の確立やその後の緊急手術が迅速に実施可能となります。



※ 掲載写真の提供をご希望される場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

4 重症外傷センターの特徴

○救急搬送体制と連携した全国初の重症外傷センター

重症外傷センターでの処置が適切と判断した場合の救急搬送体制を、行政が主導して構築しています。

○24時間365日重症外傷救急搬送の受入れ

日本外傷学会認定医が常勤で勤務し、外傷診療及び手術に対応可能な医師が24時間体制で院内に常駐するほか、脳神経外科医、整形外科医、心臓血管外科医等が、30分以内に診療に参加できる体制が整っています。

○外傷診療水準の質の向上

重症外傷救急搬送の集約化により、外科系医師が多くの経験を積むことができ、技術力の向上が期待できます。

お問い合わせ先

健康福祉局医療政策課救急・災害医療担当課長*

黒岩 大輔

Tel 045-671-3740

※組織・機構改革により平成27年4月1日以降は、医療局がん・疾病対策課救急・災害医療担当課長となります。